

付 録

「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」について

(1) 検討内容

- ・本市のシティプロモーションの拠点や市民交流拠点の整備について、文化施設等も視野に入れた推進方策の検討
- ・公有地や公共性の高い空間の活用及び民間活力の活用も視野に入れた合理的な施設整備や整備後の施設運営の検討
- ・中心市街地ににぎわいを取り戻すためのあらゆる可能性についての検討

(2) 委員名簿

	名前	役 職 等
委員長	有賀 隆	早稲田大学 理工学術院 教授
委員	岩崎 祐子	四日市大学経済学部 教授
	岡田 邦彦	J. フロントリテイリング(株) 特別顧問
	黒部 三樹	三井不動産株式会社中部支店 次長
	小柴 正浩	エナジェット・マネージャーズ・ジャパン(株) 代表取締役社長
	恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 准教授
ゲスト スピーカー	野村 愛一郎 (第1回)	三重相互株式会社 代表取締役社長 (諏訪西商店街振興組合理事長)
	久安 典之 (第1回)	一級建築士/久安典之建築研究所 (3番街発展会代表)
	阪 早苗 (第2回)	すわ公園交流館運営協議会委員、 (有)阪竹男建築研究所
	水谷 武生 (第2回)	諏訪商店街振興組合専務理事

(3) 会議開催状況

全5回開催

○第1回

日時：平成27年11月28日(土) 場所：四日市商工会議所 大会議室

内容：中心市街地活性化について専門的立場からの意見交換

○第2回

日時：平成27年12月25日(金) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：市民アンケート等から見た中心市街地活性化に対する市民ニーズ等について検討

○第3回

日時：平成28年1月20日(水) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：公園・公有地ごとの立地条件とポテンシャルについて検討

○第4回

日時：平成28年2月19日(金) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：市民のライフスタイルと市民活動に連携した、中心市街地に求められる機能について検討

○第5回

日時：平成28年3月23日(水) 場所：四日市商工会議所 大会議室

内容：報告書について

四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地の活性化に繋がる次の各号に掲げる内容について具体的な推進方策の策定に関する諸事項を検討する機関として四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- (1) 本市のシティプロモーションの拠点や市民交流拠点の整備について、文化施設等も視野に入れた推進方策の検討
- (2) 公有地や公共性の高い空間の活用及び民間活力の活用も視野に入れた合理的な施設整備や整備後の施設運営の検討
- (3) 中心市街地ににぎわいを取り戻すためのあらゆる可能性についての検討

(所掌事務)

第2条 検討会議は、推進方策の策定に向け、必要な事項について様々な観点から検討・協議し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間開発等の実務経験者
- (3) 民間資金活用の専門家
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し検討会議を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進方策を策定する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 検討会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討会議は、所掌事務の一部につき、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、商工農水部商業勤労課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。